

番号：170538

国名：バングラデシュ

担当部署：社会基盤・平和構築部 ジェンダー平等・貧困削減推進室

案件名：金融包摂強化プロジェクト詳細計画策定調査（金融包摂）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：金融包摂
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年9月上旬から2017年10月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.40M/M、合計 0.90M/M
- (3) 業務日数：準備期間 現地業務期間 整理期間
5日 12日 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
 - (2) 見積書提出部数：1部
 - (3) 提出期限：8月16日(12時まで)
 - (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)
- (いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示 (業務実施契約 (単独型))>業務実施契約 (単独型) 公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年8月29日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点

(計100点)

類似業務	金融包摂に係る各種業務
対象国／類似地域	バングラデシュ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

金融包摂とは「全ての人々が、適切な価格で簡便に、また尊厳を持って質の良い金融サービスにアクセスし、利用が促進されること」という概念を指し、SDGsの分野横断的な目標である「貧困撲滅」の中で「金融サービスへのアクセス」が明示されるなど、SDGsに掲げられた様々な目標達成の鍵となると考えられている。

バングラデシュでは貧困層を対象にしたマイクロクレジットが1970年代より発展し、2014年度には479機関が約3600万人の顧客へマイクロクレジットを提供しており、貧困層の消費・支出平準化やリスク軽減に貢献している。一方、貧困層が必要としているのは、マイクロクレジットだけではなく、預金や出稼ぎ家族からの送金、保険なども含めた幅広い金融サービスである。貧困層にとって、農作物の不作や、価格の急変、病気による収入の低下や支出増、失業といったショックは容易に消費・生活水準の低下に繋がる。同国の貧困層はこれらのショックに対し、友人や家族、マイクロファイナンス機関(MFIs)、インフォーマルレンダー等からの借り入れ等を行うことで対応しているが、これらの事後的な対応策では不十分かつ不安定であることが指摘されている。また、バングラデシュは気候変動の影響を受けやすく、2007年及び2009年に発生した大型サイクロンでは約600万人が被災する等、気候変動に世界で最も脆弱な国とされており自然災害は同国貧困層に対する大規模なダウンサイドリスクである。家計のリスクへの対応力が弱い場合、恒常的貧困や絶対貧困層化を招くことから、様々な外的ショックから生活を守り、家計のリスクへの対応力を強化するには、預金に加え、資産保険や健康保険等の貧困層向けのマイクロ保険の役割が重要である。

一方、バングラデシュにおいては、2014年の保険普及率は約0.9%と試算されており、世界最低水準である。マイクロクレジットの借り手の死亡リスクを軽減する為の債務者保険は以前より多くのマイクロファイナンス機関(MFIs)で導入されてきているが、それ以外の保険商品は未だ普及していない。同国の保険会社の多くは中間層以上を対象にしており、貧困層向け商品設計の知見が蓄積されておらず、MFIsはアクチュアリー(保険計理)やリスクマネジメント等の保険商品開発や運営のノウハウを十分に持たない状態である。

同国では、財務省の元に1990年に本事業の実施機関であるポリ・コールモー・ショハヨーコ基金(PKSF)が設立され、APEX機関として同国の金融包摂の促進を主導しており、同国内の約270のMFIsが会員となっている。マイクロ保険の普及に向けPKSF内で「包括的保険部門」の設立が予定されているが、PKSF内のマイクロ保険に関わる人材育成や傘下のMFIsに対するアドバイザーサービスを行う上で必要な専門的知見や組織能力強化が求められている。

このような背景から、バングラデシュ政府から我が国に対して、ポリ・コー

ルモー・ショハヨーコ基金を通じたMFIsの能力強化及びマイクロ保険商品開発支援、規制・市場環境整備を実施することで、同国の金融包摂の進展とマイクロ保険の普及を目的とした技術協力が要請された。

現在同国で実施中の「金融包摂に係る情報収集・確認調査」においても気候変動のリスクを軽減する金融商品や健康保険及び不動産保険等のマイクロ保険の開発、普及が提案された。本詳細計画策定調査は、上記調査結果を踏まえつつ、2018年4月に開始を予定している技術協力プロジェクトの具体的な枠組み（目標、成果、活動内容、工程、実施体制等）についてバングラデシュ側関係機関と協議し、合意した内容を協議議事録（M/M）として締結することを目的として実施する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、金融包摂、特に貧困層のリスク削減に資する預金や貧困層向けの保険等に関する知見を元に、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。詳細計画策定調査報告書（案）全体の取り纏めに協力する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2017年9月上旬～9月中旬）

- ① 要請の背景・内容を把握（関連報告書等の資料・情報の収集・分析、他ドナーが国内外で実施する当該分野の類似プロジェクト等）の上、現地調査で収集すべき情報を検討する。
- ② バングラデシュの金融包摂、特に資産保険や健康保険等のマイクロ保険に係る最新動向について既存文献の情報を収集・整理する。（CGAP: Consultative Group to Assist the PoorやMIX Marketデータ等）
- ③ 担当分野に関する調査計画・方針案を検討する。
- ④ 調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

（2）現地派遣期間（2017年9月中旬～9月下旬）

- ① JICAバングラデシュ事務所等との打合せに参加する。
- ② 調査開始時にC/P機関に対し、担当分野に関する調査内容・方針について説明する。
- ③ C/P機関、その他バングラデシュ側関係機関等との協議及び現地調査に参加する。
- ④ 実施中の「金融包摂に係る情報収集・確認調査」の報告書の内容を踏まえ、金融包摂の観点から調査団へ提言する。
- ⑤ バングラデシュ側C/Pとの協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及びM/M（案）（英文）の取りまとめに協力する。

（3）帰国後整理期間（2017年9月下旬～10月上旬）

- ① 収集資料の整理・分析（収集資料リスト作成、先行調査内容の整理等）を行う。
- ② 帰国後打合せ、帰国後報告会等へ出席し、担当分野に係る調査報告を行う。
- ③ 調査結果を取りまとめ、担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）

(和文)を作成する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する成果品は以下のとおり。

- (1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)
上記報告書等については、電子データを持って提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。航空経路は、「羽田⇒バンコク⇒ダッカ⇒バンコク⇒羽田」を標準とします。

(2) 直接人件費月額単価

直接人件費月額単価については、2017年度直接人件費月額単価(上限)を適用する。https://www.jica.go.jp/announce/information/20170220_02.html

10. 特記事項

(1) 安全対策措置の遵守

バングラデシュ渡航前・渡航後には必ず以下を行うと共に、関係者の渡航計画及びこれらの実施状況を機構所定の書式により渡航前に予め連絡し、機構の承認を得ること。

(渡航前)

- ① 機構が行う安全対策研修・訓練の受講：必ず「安全対策研修」(対面座学)及び「テロ対策実技訓練」を受講すること。
- ② 機構安全管理部による渡航前安全対策ブリーフィング：各渡航の度にブリーフィングを受けること。
- ③ 外務省「たびレジ」への登録を行うこと。
- ④ JICA事務所の安全情報メーリングリスト及び緊急時用SMSへの登録のための連絡先等情報提供：登録用のメールアドレス及び現地で使用する携帯電話番号を所定の様式により機構に提供すること。
- ⑤ ダッカ出入国便も含めたバングラデシュ滞在スケジュールも連絡すること。

(渡航後)

- ⑥ バングラデシュ到着後、速やかにJICA 事務所によるブリーフィングを受けること。
- ⑦ バングラデシュ国内での安全対策についてはJICA バングラデシュ事務所の指示に従い、執務室以外の訪問については予め日程表をJICA バングラデシュ事務所に提出して同事務所の承認を得るとともに、現地調査/業務期間中に滞在スケジュールに変更があった際は速やかにJICA バングラデシュ事務所へ報告すること。加えて、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。また、ハルタル等の暴動発生により交通移動や現地入りが制限される場合も想

定して、フレキシブルに対応するよう留意するものとし、宿泊場所や執務場所についても、バングラデシュ事務所と協議の上、決定し確保すること。

- ⑧ ダッカ市外への訪問は、JICA バングラデシュ事務所が定める手続きに従い、事前に承認を得た場合のみ認められる。バングラデシュ警察による武装警護の帯同が必要な場合、その手配は実施機関を通じて行うこと。実施機関を通じた手配が困難な場合には、JICA バングラデシュ事務所に相談すること。
- ⑨ 現地作業中は、JICA バングラデシュ事務所に対し、安全管理上必要な報告を行うこと。そのために必要な携帯電話については、JICA バングラデシュ事務所から貸与する。

(2) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2017年9月16日～9月27日前後を予定しています。JICAの調査団員は本業務従事者と同時に現地調査を開始する予定です。

② 現地での業務体制

本業務にかかる調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 金融包摂 (コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICAバングラデシュ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舍手配
あり
- ウ) 車両借り上げ
あり
- エ) 通訳備上
なし
- オ) 現地日程のアレンジ
バングラデシュ関係機関とのアポイントメントの取り付けについては、JICAバングラデシュ事務所、在バングラデシュ日本国大使館が支援します。
- カ) 執務スペースの提供
なし

(3) 参考資料

本業務に関する以下の資料を当機構社会基盤・平和構築部ジェンダー平等・貧困削減推進室 (TEL:03-5226-6951) にて問い合わせの上、メールにて配布致します。

- ・ 要請書

- ・「金融包摂に係る情報収集・確認調査」3rd Quarterly Report (2017年7月)

(4) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 不正腐敗の防止
本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務行うこと。なお、疑義が生じた場合は不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やか相談してください。

以上